LAP 共有在庫規約運営細則

LAP 共有在庫規約の施行に伴い、LAP 共有在庫規約運営細則を次のように定め、平成２１年７月１日から適用する。なお、本細則中の略語は LAP 共有在庫規約中の略語と同義である。

第１章　　出品規定

第１条　出品

本部は、共有在庫サービスにおける流通を円滑に行う為、必要がある場合、台数、年式、型式等によって出品車両を制限することができる。

第２条　出品条件

LAP 共有在庫規約（以下規約という）第５条第１項に規定する条件は以下のとおりとし、出品車両は、これらの条件を満たすことにより出品できる。

1. 出品制限車でないこと。
2. 自走可能な車両であること。
3. 車両保安基準に適合し得る車両であること。
4. 譲渡書類が完備し、書類規定に充足するものであること。及び必ず再発行可能な書類を有する車両であること。
5. 車検付車両の場合は、自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）が付されていること。
6. ガス漏れ、オイル漏れ等の危険のないこと。
7. 本条第１項～第６項に定めた条件を満たさない場合であっても、本部の判断により出品を認めることができる。

第３条　出品店義務

出品店は、次の事を義務として厳守しなければならない。

1. ラップシステムへのデータ入力は間違いがないように慎重に行うこと。
2. 出品店は、エンドユーザーの立場に立って、その車両の仕様、品質、欠品、瑕疵の程度等を誠実に申告しなければならない。
3. テレビ、ナビ、リモコンスイッチ、保証書等、簡単に持ち出しできるものは、出品店で保管し、成約後本部に提出すること。
4. 落札店からクレーム及びトラブルにかかわる申告があった際、本部の調停に協力し、調停が難航した場合、本部の裁定に従うこと。
5. 車検切れの出品車両は、出品店側でプレート切りを厳守すること。

第４条　出品制限車

LAP 共有在庫規約運営細則（以下「細則」という）第２条第１項に定める出品制限車は、次のとおりとする。

1. 盗難車、接合車（通称ニコイチ)、冠水車、差し押さえ車、抵当権付き車、解体車等、
   現状営業ナンバー車、現状レンタカー、車台ナンバー改ざん車、メーター改ざん車、走行不明車。
2. 道路運送車両法等により、車検に受からないもの。（ただし、部品交換等で可能なものは除く）
3. 未登録の国産車及び輸入車。ただし、予備検〈完成検査〉付き車で、翌月末日まで期限があるものは除く。
4. 永久抹消登録車、輸出抹消登録車。
5. その他、共有在庫としてふさわしくないと本部が判断した車両。

第５条　出品手続

出品車は、次の手順により出品手続を行うこととする。

1. ラップシステムにおいて、業務メニューより在庫の仕入登録を行う。その際、業販価格に関しては、次に示す金額以上の仕切り幅を設定すること。

軽自動車	仕切り幅　５万円（税込）以上
普通車以上(店頭価格税込２００万円未満)	仕切り幅　１０万円（税込）以上
普通車以上(店頭価格税込２００万円以上)	仕切り幅　２０万円（税込）以上

2. ラップシステムにおいて、業務メニューより在庫の画像登録を行う。その際、以下の点に注意すること。
   ① 撮影枚数は最大１１枚とし、なるべく多くの画像を登録し、成約率の向上を図る。
   ② 画像は、車両の前からの画像、後ろからの画像、車内の画像を含め、その他セールスポイント、瑕疵ポイントなどを最低２枚登録し、合計５枚以上を登録する。
   ③ プライスボードは外して撮影する。
   ④ ナンバープレートは、自店情報の記載されていない化粧プレート等で隠して撮影する。
   ⑤ 背景や車両表面に店舗の看板等が映らないよう撮影する。
   ⑥ 一発商談落札車両として出品する場合は、車両状態票を撮影し、末尾の画像に登録する。
   その際の車両状態票とは、AA 査定票もしくはラップシステムからダウンロード出来る所定の用紙を用いて、細則第６章の評価基準に基づき査定を行い記入したものを言う。
3. ラップシステムにおいて業務メニューより在庫の車両状態登録を行う。

第５条の２　売約処理

出品車両がラップシステム以外で売約となった場合、出品店は速やかにラップシステム上の当該出品車両の売約処理を行う。

第６条　ラップシステム入力時の注意事項

出品店はラップシステムへの入力の際、次に定める事項に従い、虚偽の申告、誤入力、入力洩れが無いよう正確に入力すること。これに違反し、誤解を招くおそれのある不明瞭、不適切な入力を行った場合、それに起因するクレームに対し、出品店は他に責任を追及できない。

1. 年式とモデルが違う場合、必ずその旨を入力すること。
2. 前期モデル、後期モデルと記入の場合は、その車両の年式をベースに、モデルチェンジ、マイナーチェンジした時点を境に前期、後期と区別する。
3. 車歴表示で、リース車は自家用扱い、自家用以外は、その旨を入力すること。未入力の場合は自家用車とみなす。
4. 社外（外品）部品の場合、部品名の前か後に「外品」又は「社外」と入力すること。
5. 乗車定員の記載（構造）変更が有る場合は入力すること。
6. 外車、逆輸入車等は、ディーラー車か並行車かを入力すること。（モデル年式がわかれば入力する。未入力の場合は、不明とみなす）また、右ハンドルか左ハンドルかも入力すること。
7. 外装色のカラー、カラーナンバーは必ず入力すること。
8. 色替車の場合、「色替車」と入力すること。
9. 車検付車の出品で「自賠責なし」の車検付き車を出品しないこと。「自賠責なし」の入力が有った場合、出品を無効とする。
10. コーションプレートの無い車両を出品する場合は、その旨を入力すること。
11. 標準装備の部品が、欠品及び不良の場合は入力すること。
12. レスオプションの場合は、レスした部品を必ず入力すること。
13. セールスポイントとして入力した部品が不良の場合は入力すること。
14. ８ナンバー登録車は、登録内容（キャンピング、放送宣伝等）を入力の上、装備品に対して欠品もしくは、改造等あれば入力すること。
15. 修復歴がある場合は、修復個所を入力すること。
16. 冠水車の場合は、冠水車と入力すること。
17. ワンオーナー車とは新車登録時の使用者名義が基本であり、商品登録の名義変更は何回されても可とする。
18. 「新車保証書」「新車整備手帳」「取扱説明書」が有る場合は入力すること。なお、残存保証期間及び、メーカー保証の有効無効については一切問わないが、車検時の点検記録簿（一枚もの）、中古保証書（販売会社の保証）、メンテナンスノートは、新車保証書、新車整備手帳とはみなさない。
19. 本条第１８項の新車保証書とは、特約販売会社（ディーラー）が発行し、メーカー（日本法人等）が保証を約束したうえで、メーカー又は日本法人等の社名、捺印等が印刷されており、保証書欄に発行ディーラーの社印もしくは、社名が捺印されてあるものをいう。車台番号等の記載がなくても良いが、記入された車台番号を訂正して、訂正印のないものは、保証書とみなさない。
20. 本条第１８項の新車整備手帳とは、発効ディーラーが確認できない新車保証書を有し、メンテナンス方法や記録簿欄があるものをいう。

第６条の２　走行距離入力時の特記事項

走行距離の入力は以下に従い、誠実に行うこと。

1. メーター改ざん車は出品制限車両であるが、本部が特別に出品を認めた場合は、走行距離入力欄に現メーターに表示されている走行距離を入力し、入力欄右側の選択肢から「改ざん」を選択する。
   ① メーター改ざん車とは、メーターが走行管理システム等によって巻き戻されている事が確認された車両をいう。
2. 走行不明車は、出品制限車両であるが、本部が特別に出品を認めた場合は、走行距離入力欄に現メーターに表示されている走行距離を入力し、入力欄右側の選択肢から「不明」を選択する。
   ① 走行不明車とは、何らかの事情により実際の走行距離が判断できない車両をいう。
3. メーター交換車は、本条第４項の区分に従い走行距離を入力する。
   ① メーター交換車とは、認証、指定工場でメーター交換を証する書面又は交換を客観的に証明できる書面が確認できる車両をいう。
   ② メーター交換を証する書面又は交換を客観的に証明できる書面には、メーター交換を行った年月日、メーター交換前の走行距離の記載が有るものとする。
   ③ メーター交換を証する書面又は交換を客観的に証明できる書面が無い場合など、メーターの交換を証明できない車両はメーター改ざん車とみなす。
4. 本条第３項に該当する車両の走行距離入力の際は、以下の区分を設ける。

新品メーターに交換してある場合	走行距離入力欄に、メーター交換時の走行距離と現メーターの走行距離の和を入力する
	「ここがポイント」入力欄に、メーター交換を行った年月日、メーター交換前の走行距離及び、「メーター交換車」と入力する
中古メーターに交換してある場合	走行距離入力欄に、メーター交換時の走行距離と現メーターの走行距離の和と中古メーターの走行距離の差を入力する
	「ここがポイント」入力欄に、メーター交換を行った年月日、メーター交換前の走行距離、中古メーターの距離及び、「中古メーター交換」と入力する

5. １～４いずれにも該当しない車両は、走行距離入力欄に現メーターに表示されている走行距離を入力する。

第２章　　仲介規定

第７条　ラップ共有在庫サービスの本部仲介受付及び一発商談落札

1. 共有在庫サービスの出品車両（以下、本章では「当該車両」という）を購入する場合の手続きを、以下のとおりに定める。ただし、一発商談落札車両に関しては、この限りではない。
   ① 落札店は車両問い合わせ用紙に質疑事項を記入し、本部にファックスにて送信する。また、この際合わせて本部に電話連絡する。
   ② この電話連絡を以て、当該車両の商談受付とする。
   ③ 商談受付後、本部は出品店との仲介を行う。
   ④ 当該車両の問い合わせに関して、本部と落札店は原則としてファックスにて伝達を行う。ただし、価格交渉及び最終決済については、落札店は本部に電話にて意思表示すること。
   ⑤ 本部が仲介した結果、出品店、落札店双方で電話での合意が得られた時点で売買成立となり、本部は落札店に請求明細書を発行する。
   ⑥ 落札店から出品店に商談問い合わせがあっても、商談をロックさせる機能は生じない。ゆえに、落札店は、当該車両が出品店もしくは他会員に売約される可能性があることをあらかじめ承諾すること。
   ⑦ 出品店は、商談を承諾した車両が自社で売約になる等の理由により業販できなくなった場合、速やかに本部に電話すること。
   ⑧ 出品店は、特段の理由無く自社在庫車両が商談されることを拒否できない。
2. 商談においては、次のことを遵守すること。
   ① 出品店都合による、商談受付後の業販価格の値上げをしないこと。
   ② 出品店は、業販価格の値下げ交渉に対し、可能であれば応じるよう努めること。
   ③ 問合せに対しては速やかに対応し、また、決裁権限者に速やかに連絡が取れる体制を構築すること。
   ④ 出品店は、当該車両の査定表を、随時開示できる体制を構築すること。
   ⑤ 出品店は、問い合わせ内容に対し、正確に回答すること。
   ⑥ 共有在庫サービスに入力していない瑕疵がある場合は、問合せの有無に関わらずその旨を報告すること。
3. 一発商談落札車両においては、上記１～３項の手続きを踏まず、ラップシステム上にて落札することができる。
   ① 当該車両のプラン作成画面からのリンクで一発商談申込ボタンが押され、落札完了の文章が表示された時点で売買成立となり、本部は落札店に請求明細書を発行する。
   ② 一発商談申込の結果売買が成立したら、落札店は注文書発行の手続きを行うこと。

第８条　キャンセル

規約第８条第１項で成立した売買契約（以下、本条では「契約」という）の解除について定める。

契約の解除には以下の２種類がある。

1. 自己都合による契約解除

   契約が成立したのち、契約成立時刻から起算して次の本部営業時間の終了２時間前、すなわち１７時までに、契約の当事者は、自己の都合により別途定める範囲内で契約の解除を申し出ることができる。これを当日キャンセルと称する。

2. 相手側の過失に起因する契約解除

   落札車両、もしくは落札車両に付随する書類に相手側の過失に起因する瑕疵があった場合、契約の当事者は、別途定める範囲内で契約の解除を申し出ることができる。これをキャンセルと称し、当日キャンセルとは別義で使用する。

第８条の２　当日キャンセル

1. 当日キャンセルの受付時間は、契約成立時刻から起算して次の本部営業時間の終了２時間前、すなわち１７時までとする。
2. 落札店あるいは出品店の一方からの申出を本部にて受付した時点でキャンセル成立とする。なお、本部から取引相手方への連絡は、受付時間を越える場合もある。
3. ペナルティとして、本部は当日キャンセルの申告者に対し次の表の金額を請求し、内訳のとおり相手方に支払う。

当日キャンセルペナルティ	７万円 （内訳）本部２万円：相手方５万円

4. 受付時間以降の当日キャンセルについては一切受付しない。ただし、本部の判断によりキャンセルを受け付けする場合があり、その際の当日キャンセルペナルティの金額は、取引相手方との協議の上決定する。

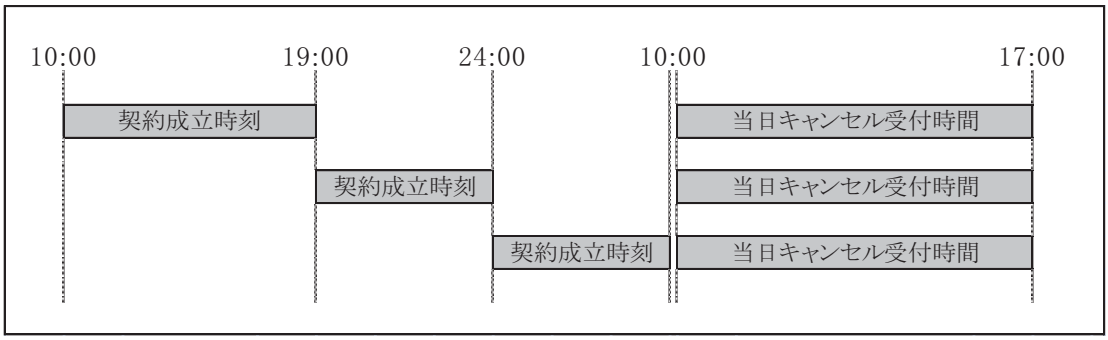

第９条　手数料

規約第１３条にある手数料を以下のとおり定める。

1. 本部は、ラップ共有在庫サービスにおける本部手数料の額を適宜改訂できるものとする。
2. 出品料、成約料及び落札料等の額は以下のとおりとする。

出品料：０円	成約料：１５，０００円	落札料：２０，０００円

第３章　　陸送規定

第１０条　成約車両の陸送手続

成約車両の陸送手続きに関しては、すべて本部が代行する。その際、本部は指定陸送業者に陸送業務を委託することができる。

陸送においては、次のことを遵守すること。

1. 出品店は、成約車両を売買成立日以降いつでも引き取りに応じなければならない。尚、売買成立日当日についてはその限りではない。
2. 出品店は、通常の陸送業務遂行に対して支障が予想される車両に関して、その旨を本部に予め案内すること。（エアロやローダウンの為積みにくい等）
3. 出品店は、成約車両に１０Ｌ以上の燃料を補給し、引渡し準備をする。
4. 成約車両の陸送費用は、落札店の負担とする。
5. 出品店は、成約車両を本部指定陸送業者に引き渡す際、必ず立会い、本部指定陸送業者が作成する車両状態確認書のチェック及び押印を行い、預かり証を受け取ること。
6. 落札店は本部指定陸送業者により陸送されてきた成約車両の受領に必ず立会い、車両状態確認書のチェック及び押印を行うこと。

第１１条　損害補償

細則第１０条における陸送中の車両についての事故、損傷等に関しては、その業務を委託した本部指定陸送業者がその損害補償を行い、本部は一切責任を負わない。

第４章　　取引規定

第１２条　落札店の代金決済

規約第９条にある、落札店の代金決済について定める。

1. 一件の落札から生じる全ての金銭債務（落札車両の代金、自動車税預かり金、諸手数料、消費税等）は一括にし、売買成立日を含めて７日以内に本部指定銀行口座に振込むこと。
2. クレーム等で落札店側への支払いが発生した場合でも、一旦細則第７条第１項の⑤に定める計算書での金額を本部に支払うこと。
3. 振込手数料は、落札店の負担とする。
4. 現金、小切手は受け付けない。
5. 売買成立日を含めて７日目が土曜、日曜、祝日の場合は、翌営業日を支払い期限とする。

第１２条の２　本部の落札代金立替払い

細則第１２条第１項に従い落札店が本部に振込みを行うより先に細則第１３条第１項に従い出品店が成約車両の書類を本部に送付し、その結果落札店の履行より本部の出品店に対する支払い義務が先行した場合、本部はこれを立て替えて出品店に支払う。

第１３条　出品店の代金決済

1. 成約車両の書類が本部に到着したら、成約車両の書類が本部に到着した日を含み翌々営業日までに、本部は出品店に対し、成約車両の代金を支払う。
2. 成約車両の代金の支払いは、口座振り込みにて行う。
3. 成約料等諸手数料は、成約車両の代金と相殺して支払う。
4. 出品店が落札店の地位において、細則第１２条第１項に定める債務の不履行があった場合、本部はこの債務の履行が確認できるまで成約車両の代金を支払わない。

第１４条　消費税

1. 成約車両代金、落札車両代金、諸手数料、諸ペナルティ等には、法で定められた消費税を附する。
2. 福祉車両の消費税の取り扱いについて、本部は落札店より一律消費税を預かり、出品店支払うこととする。
3. 本条第２項において、落札店が販売時において非課税対象車両と判定され、販売先から消費税を預かることができなかった場合でも、非課税扱いへの再清算には応じない。

第１５条　自動車税

規約第１２条にある、落札車両の自動車税負担について、以下のとおり定める。

1. 車検付車両は、当該年度までの自動車税は、完納されているものとする。
2. 車検付車両の自動車税は、原則として当月分まで出品店負担とする。未納もしくは分割納付されている場合、これに対して発生する延滞金は出品店負担とし、落札店が自動車税及び延滞金を立替えた場合は、計算書にて精算する。
3. 車検付車両を落札した場合、本部は以下の表に定める年度末までの自動車税未経過相当額を落札店より預かる。

成約月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
普通車	12ヵ月分	11ヵ月分	10ヵ月分	9ヵ月分	8ヵ月分	7ヵ月分	6ヵ月分	5ヵ月分	4ヵ月分	3ヵ月分	2ヵ月分	1ヵ月分
軽自動車	12ヵ月分											

4. 自動車税は、軽自動車で車検付車両を落札した場合、売買成立月が４月から翌年２月までの場合は、出品店負担とする。また、売買成立月が３月の場合は落札店負担とする。
5. 本条第３項の自動車税未経過相当額は、名義変更後の写しを毎月１回集計し、本部所定の手続きにて返金する。
6. 出品店は、出品車両成約時に自動車税を完納していない場合、速やかに納付し継続検査が受けられる状態にすること。あわせて、継続検査用納税証明書を本部に速やかに送付すること。
7. 「税止めペナルティ」

   軽自動車において、落札店が税止め手続きを怠ったがために出品店が被害を被った場合、税止めペナルティとして本部は落札店に対し次の表の金額を請求し、出品店に支払う。その際落札店は、連絡日を含めて１週間以内に本部に税止め証明書を提出すること。また、管轄市町村が軽自動車税を取り消さない場合、軽自動車税は落札店負担とする。

税止めペナルティ	1万円

8. 「税止め手続き代行手数料」

   本部は、落札店から１週間以内に税止め証明書またはそれに代わるものが届かない場合は、代行して手続きを行う。その際、税止め手続き代行手数料として本部は落札店に対し次の表の金額を請求する。

税止め手続き代行手数料	1万円

9. 「自税未納ペナルティ」

   落札店が継続検査を受ける際に自動車税を立て替えて受検した場合は、自税未納ペナルティとして本部は出品店に対し次の表の金額を請求し、落札店に支払う。

自税未納ペナルティ	1万円

10. 「自税未納代行手数料」

    自税未納の際、本部が代行した場合は、自税未納代行手数料として本部は出品店に対し次の表の金額を請求する。

自税未納代行手数料	1万円

11. 落札店が移転登録後、再度後日抹消登録をした場合は、登録を行った日を含めて７日以内に抹消登録の確認が出来た場合、計算書にて再精算する。
12. 本部は、自動車税未経過相当額が消費税の対象となる場合でも、すべて対象外として処理することとする。

第１６条　出品店・落札店の背信行為

落札店が落札車両の前所有者等に対し迷惑行為を犯し、本部が迷惑行為と認める場合、また落札車両の前所有者の交通違反等が原因で落札店に迷惑を及ぼしたと本部が認める場合は、背信ペナルティとして本部は次の表の金額を請求する。

背信ペナルティ	５万円＋本部が認めた実費 （交通費・迷惑料等）

第１７条　リサイクル法の規約

1. リサイクル料預託金は、落札車両代に含まない。
2. リサイクル料預託証明書の預託金額の合計（資金管理料は除く）を入力すること。
3. 預託金額の未入力で成約になった場合は、本部は車両代に預託金相当額を含むものとみなして処理し、出品店に対し未入力分のリサイクル料預託金の支払いはしない。
4. 誤入力による預託額の相違があった場合は、落札店の申し出により、書類発送日を含む７日以内受付であれば再精算することができる。
5. 出品店は、「リサイクル料預託証明書」または「自動車リサイクル料金の預託状況」を他の本部提出書類と一緒に提出すること。未着の場合は、書類不備とみなす。

第５章　　書類・名義変更規約

第１８条　書類の決裁

規約第１０条のいう、成約車両の書類について定める。

1. 出品店は、成約車両について、移転登録又は新規登録に必要な書類を、売買成立日を含めて７日以内に細則第１８条の２に定める付属品と同封して本部に提出すること。
2. 移転登録または新規登録に必要な書類は、道路運送車両法の定めたるところによる。
3. 落札店は、車検付車両の書類を受領後、売買成立日の翌月末日まで、又、名変期限日が有る場合は期限日までに、名義変更の手続きを完了し、速やかに本部に自動車検査証の写しを提出すること。

第１８条の２　付属品の提出期限

出品店は、成約車両に付属品がある場合、売買成立日を含めて７日以内に、細則第１８条に定める書類と同封して本部に提出すること。付属品到着が書類より遅延した場合、連絡日を含めて１０日後を必着期限とし、催促の連絡を行う。

第１９条　書類の完備

書類の完備は、細則第１８条の必要な書類を具備したものとし、その他次のとおりとする。

1. 車検付の車両において、有効期限のある書類（委任状、印鑑証明書等）は、売買成立日の翌月末日まで期限が残っていることを要する。
2. 落札店において同条第１項の書類期限を切らした場合、出品店は差替えする義務を負う。それにかかる日数について、落札店はクレームを申請できない。
3. 車検期間の満了していない車両で自賠責保険証の添付されていないものや、車台ナンバーが記載されていないものは、受け入れない。
4. 翌月末まで車検のない車両を車検付名目で出品した場合は、継続検査用納税証明を添付すること。
5. 年度内に車検が満了する場合、本部は落札店からの依頼により継続検査用納税証明を出品店に請求する。出品店は速やかに継続検査用納税証明を手配して、本部に送付すること。尚、提出期限は本部の裁定で決定する。
6. 継続検査用納税証明の手配を落札店または本部が代行した場合は、納税証明書手配代行手数料として本部は出品店に対し次の表の金額を請求する。ただし、「自税未納ペナルティ」とは重複しないものとする。

納税証明書手配代行手数料	１万円

7. 名義人死亡書類、名義人破産（裁判所判定許可申請付書類・W移転）W移転書類（いずれも抹消書類は除く）は、受付しない。尚、成約後発覚した場合は、速やかに出品店にて名義変更を行ったのち、本部に送付すること。

   万一、出品店にて名義変更が不可能な場合は、本部は出品店に対し名変不可ペナルティとして次の表の金額を請求し、落札店に支払う。その際、本部は落札店へ書類をそのまま送付するが、落札店は当該書類を受け取り拒否できない。

名変不可ペナルティ	１０万円

8. 車検期間が満了した車両の出品の際は、原則として抹消謄本を要するものとする。ただし、出品店がこれに反して本部に移転登録用譲渡書類を送付した場合、本部は書類発送処理を円滑に行う為、継続検査が可能な書類に限りそのまま落札店へ送付する。この送付を受け、落札店は抹消登録を希望する場合、書類到着日を含めて１週間以内に本部に連絡し、移転登録用譲渡書類及びプレートを本部へ返送すること。この場合、本部から移転登録用譲渡書類が到着した日ないし移転登録用譲渡書類及びプレートを返送した日の期間を書類遅延ペナルティの該当期間より除外するものとする。１週間以内に連絡が無い場合は、抹消登録不要の意思表示とみなす。
9. 法人名義の自賠責保険の譲渡証は必要に応じて本部から出品店に請求する。その場合、出品店は速やかに法人名義の自賠責保険の譲渡証を手配して、本部に送付すること。
10. 指定陸事のみ有効の委任状は、原則として受け入れしない。委任状には必ず印鑑証明を添付すること。
11. 本部から落札店への書類の送付は、代金振込確認日の翌日とし、落札店が会員登録上で届出た住所宛に発送すれば足りるものとする。
12. 事業用ナンバー（緑ナンバー、黒ナンバー）及びレンタカー登録のままでの出品は不可とし、出品店側において、自家用の登録をするものとする。ただし抹消しているものについてはこの限りではない。
13. 自賠責保険の使用の本拠が沖縄県や離島などで保険料が本土と違う場合には、差額を出品店で負担し、本土で使用可能な状態にするものとする。
14. 抹消登録済み車両の出品については、永久抹消登録車・輸出抹消登録車は出品不可とする。

第２０条　抵当権設定車

抵当権設定車又は、差押え等の事実が成約後判明した場合、出品店責任ですべての費用を負担し、 優先的に抵当権または差押え解除の処理を行うものとする。

第２１条　書類遅延ペナルティ

細則第１８条に定めた期間に書類が受付されなかった場合は、次に示すとおり、遅延した日数に応じたペナルティを課する。

1. 売買成立日を起算日とし、本部は出品店に対し次の表の金額を請求する。

７日目まで	書類遅延ペナルティ無し
８日目～	１万円
以降１日ごとに２千円加算（土曜、日曜も加算する）	
２２日目～	一律５万円

2. 遅延日が２２日目より落札店の意思によりキャンセルできるものとし、その際本部が出品店に対し請求する金額は次のとおりとする。

５万円　＋　全手数料　＋　陸送費　＋　落札店における損害金額（ 販売利益は含まない）

3. 書類の一部不備による遅延も前項と同様に扱う。本部が不備書類として受付したものは、正当な書類が揃った時点での正規受付とし、正規受付されるまでの間は書類遅延ペナルティの規定を準用する。
4. 名義変更中等の理由によりプレート後日渡しの際、プレートの到着が出品店の過失により遅延した場合、書類遅延ペナルティの規定を準用する。

第２２条　差替えペナルティ

落札店の過失により書類の期限を切らし、差替えが必要になった場合のペナルティを定め、本部は落札店に対し次の表の金額を請求する。尚、差替えにかかる日数の苦情は受付けない。

また、出品店にて差替えが不可能と本部が判断した場合、差替え要求には応じない。

ディーラー・専業者名義の場合	一律３万円
ユーザー名義の場合	３万円 ただし、再取得の為の実費がこれを超える場合は、本部の判断により、その実費とする

第２３条　プレート手数料

車検無し車両で、現車にプレートがついたまま落札店に届き、かつ落札店が抹消を希望する場合、ペナルティとして本部は出品店に対し次の表の金額を請求する。

プレート手数料	５千円

第２４条　登録名義の変更届出

1. 落札店は、落札車両について、登録名義の変更を指定期日内に完了し、その車検証の写しを速やかに本部に送付すること。
2. 軽自動車の転入手続に際して、軽自動車変更（転出）申請書を所轄市町村に提出し、前所有者に税請求が発生しないようにすること。

第２５条　閲覧手数料

売買成立日の翌々月の１０日を過ぎても、名義変更後の車検証の写しが本部に届かない場合、本部にて現在登録証明をあげ、手数料として本部は出品店に対し次の表の金額を請求する。

閲覧手数料	１千円以上 （本部判断による）

第２６条　名変遅延ペナルティ

名義変更が速やかに行われなかった際のペナルティを定め、本部は落札店に対し次の表の金額を請求する。

名変遅延ペナルティ	落札車両の名義変更が売買成立日の翌月末日より遅延した場合	２万円
書類期限遅延ペナルティ	書類期限付の落札車両の名義変更がその書類期限期日より遅延した場合	１万円
軽自動車遅延ペナルティ	軽自動車の名義変更後の車検証の写しが入手できないと本部が判断した場合※1	１万円
年度越えペナルティ	売買成立日が２月以前、もしくは３月中に名義変更できることを条件とした落札車両の名義変更が３月末日までにされなかった場合	１万円

※１　名変遅延ペナルティも合わせて徴収し、軽自動車遅延ペナルティ確定後に写しが届いた場合でも、清算には応じない。

上記ペナルティで、書類不備、遅延等により、名義変更が遅れた場合のペナルティに関しては、本部の判断により変更する場合がある。

第６章　　評価基準

規約第７条のいう出品車両の評価基準を、本章に定める。

第２７条　ラップ共有在庫における評価基準

ラップ共有在庫における評価基準は、LAA（ライト・オート・オークション）の評価基準に準ずる。
以下に、LAA 評価基準を記載する。

第２８条　品質評価基準

修復歴車、粗悪車、改造車、及び冠水車等の品質評価基準を次に定める。

① 修復歴車とは、車体部（主に内側）の骨格部の損傷により、部位交換あるいは修正・補修したものとし、次のいずれかに該当する車両とする
   A) フレームの交換・修正したもの、修正を要するもの
   B) クロスメンバーの交換・修正したもの、修正を要するもの
   C) インサイドパネルの交換・修正したもの、修正を要するもの
   D) ピラーの交換・修正したもの、修正を要するもの
   E) ダッシュパネルの交換・修正したもの、修正を要するもの
   F) ルーフパネルの交換したもの
   G) フロア・トランクフロアの交換・修正したもの、修正を要するもの
   H) 交換・修正・補修した状態が不明瞭で、事故に起因したものである疑いのあるもの
   I) ロッカーパネル（ステップ）等に、修正機跡のあるもの
   J) 上記及びその他 LAA にて修復歴車に該当すると判断したもの
② 粗悪車とは次のいずれかに該当する車両とする
   A) 腐食のひどいもの
   B) トラック、ダンプ等のセットバック及び荷台の粗悪なもの
   C) ライトバン等の荷台の腐食、へこみ等、状態の悪いもの
   D) 内装の汚れがひどいもの、または悪臭のあるもの
   E) 外装がひどく、外見上悪いもの
   F) 機関部等、走行機能の劣悪なもの
   G) その他常識的判断による粗悪なもの、又は、LAA が粗悪車と判定したもの
③ 改造車とは、次のいずれかに該当する車両とする
   A) エンジン内部の改造、規格外エンジンの乗せ替え、社外ターボ、社外コンピューター、ＶＶＣ等の部品を取り付けた車両
   B) ミッション乗せ替え、ハイドロ装着、極端な車高短・車高上げ等をされたもの
   C) その他 LAA にて改造と判断したもの
④ 冠水車とは、次のいずれかに該当する車両とする
   A) 水没などにより、水または泥等にシートなどがつかり、エンジン・ミッション、電気系統に水害を受けた車両、及びそれに準ずると判断されたもの
   B) LAA が冠水車として判断したもの
⑤ その他
   A) 色替車。（全塗装及び、ボディ部分の腰下色替え等）
      Ｆ・Ｒバンパー、プロテクターモールの塗装は、色替車としない。

LAA 評価点基準

評価点	内　　容
S 点	走行距離１万ｋｍ以内 初年度登録後１２ヵ月（１年）以内 無キズ、無補修で新車同様のもの
６点	走行距離３万ｋｍ以内 初年度登録後３６ヵ月（３年）以内 内外装ともほとんど無キズ、無補修で加修の必要がなく、そのまま展示場に並べられるもの
５点	走行距離５万ｋｍ以内 内外装とも軽微な加修をすることにより６点に準ずるもの 修跡が１～２パネルで、ボディ外装の部品の交換がないもの 内外装評価がＡ以上
４.５点	走行距離１０万ｋｍ以内 内外装とも軽微な加修をすることにより５点に準ずるもの ボンネット、ドア等のボルト取り付け部品で１パネルのみ交換したもの キズ、凹が少々あるもの
４点	走行距離１５万ｋｍ以内 目立つキズ、凹、サビが数カ所あり加修が必要と思われるもの 鈑金塗装済で良好なもの 内装に汚れ、コゲ等が少々あるもの オールペイント車、色替車で良好なもの
３.５点	骨格部位以外の溶接部位を交換したもの 骨格部位の軽微な損傷で修復歴にならないもの 大、小の鈑金や加修を必要とする所が数カ所あるもの 部分的に補修ボケ、色あせのあるもの 内装に目立つ汚れ、コゲ等があるもの
３点	外装が全体的にボケているもの、塗装状態の悪いもの 数カ所に腐蝕、サビのあるもの 大、小の鈑金を必要とする箇所が、数カ所あるもの
２点	商品化に大幅な加修を要するもの 各部に腐蝕、腐り穴があるもの 粗悪車
１点	災害車（冠水車、消火剤散布跡車）
R 点	修復歴車
ブランク	事故現状車 自走不能車
改点	エンジン内部改造、規格外エンジンの載せ替え 社外ターボ、社外コンピューター、VVC 等の部品を取り付けた車両 ミッション載せ替え（MT⇔AT） ハイドロ装着、極端な車高上げ、車高短車

LAA 内外装評価基準

外装評価	
評価点	内　　容
評価 A	新車状態同様のもの 無加修および加修の必要がなく、そのまま展示できるもの 鈑金塗装済みで仕上がりが良好なもの １～２cm の小キズ、小凹が１～２カ所以内のもの
評価 B	軽微な加修を必要とするもの。不具合内容が商品価値に影響するもの 鈑金塗装済で波、ボケ、色ムラ、色違いがあるもの 評価 A 以上のキズ、凹が数カ所あるもの ガラスにキズ、ヒビ、ワレのあるもの
評価 C	大幅な加修を必要とするもの。または修復不可能なもの 鈑金塗装済だが、ボディ全体に再加修が必要なもの サビの多いもの、腐蝕（穴）のあるもの
記号	A→傷　C→腐触　X→交換要 U→ヘコミ　W→補修跡　ＸＸ→交換済 S→錆

内装評価	
評価点	内　　容
評価 A	新車状態同様のもの 加修の必要がないが、または必要性の低いものでそのまま展示できるもの 内装に目立たない簡単に取れる汚れ等が、全部で２～３カ所以内のもの 部品の欠品がないもの
評価 B	軽微な加修を必要とするもの。不具合内容が商品価値に影響するもの 内装にコゲ、穴、スレ、破れ等があるもの。ダッシュボードのウキ、変形があるもの 大きな部品の欠品がないもの。（ヘッドレスト、シート、内張等）
評価 C	大幅な加修を必要とするもの。または修復不可能なもの ダッシュボード等に目立つ大きなヒビ割れや、加工跡があり交換を要するもの 内装、シート等にひどい汚れ、破れまたはヘタリ等のあるもの 室内に強い異臭があり、そのままの状態では展示できないもの

車輛状態チェックシートの瑕疵記号の意味と基準とその範囲

キズ	A1	拳大程度のキズ
	A2	手のひら大程度のキズ
	A3	手のひら大2個程度のキズ
	A4	A3を超えるもの
ヘコミ	E	極小のヘコミ・エクボ
	U1	ゴルフボール大程度のヘコミ
	U2	テニスボール大程度のヘコミ
	U3	サッカーボール大程度のヘコミ
	U4	U3を超えるもの
キズを伴うヘコミ	B1･UA1･AU1	ゴルフボール大程度のキズを伴うヘコミ
	B2･UA2･AU2	テニスボール大程度のキズを伴うヘコミ
	B3･UA3･AU3	サッカーボール大程度のキズを伴うヘコミ
	B4･UA4･AU4	B3・UA3・AU3を超えるもの
要塗装	P1	軽微な色褪せ、塗装剥がれ
	P2	部分的な色褪せ、塗装剥がれ
	P3	大きな色褪せ、塗装剥がれ
補修跡	W1	補修跡があるもの
	W2	容易に確認できる補修跡
	W3	再加修が必要な補修跡
サビ	S1	ゴルフボール大程度のサビ
	S2	テニスボール大程度のサビ
	S3	サッカーボール大程度またはそれ以上のサビ
腐食	C1	ゴルフボール大程度の腐食
	C2	テニスボール大程度の腐食
	C3	サッカーボール大程度またはそれ以上の腐食
Fガラス点キズ	G	点キズのあるもの
割れ	Y1･X1	1cm程度の割れまたは補修跡
	Y2･X2	3cm程度の割れまたは補修跡
	Y3･X3	Y2・X2を超えるもの

瑕疵記号に関しては、上記の表をもとに、記号プラス数字で表記する方法と、LA オークション査定票のように、展開図上に図で表記する方法のどちらも可とする。すなわち、下記展開図は、どちらも同様の状態を示し、どちらの方法も可とする。

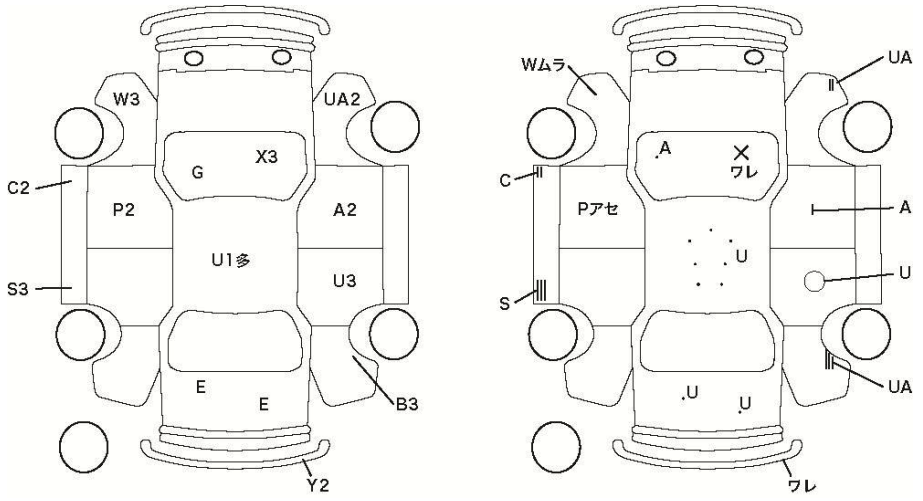

第７章　　クレーム規定

第２９条　目的

この規定は、共有在庫サービスに出品される出品車両から生じる品質問題について、これを建設的に解決し、公益性と秩序の維持をはかることを目的とする。

第３０条　方法

1. 問題解決に当たっては、出品店、落札店双方とも規定、細則にもとづき、前向きの理解と協力によることを第一の方法とする。
2. 解決に当たっては、本部が仲介し、規定に定められた範囲により、調停を図るものとする。
3. 出品店、落札店双方に理解度、協力度が不足することにより、解決が難航するときは、本部が総合的な判断を以て裁定を行う。
4. 本部が裁定した結果には、出品店、落札店双方とも従うこと。
5. 本部の裁定に従わない場合は、ラップシステムの利用を無期限に停止し、またはLAP会員の資格を取消す等の措置を行う。

第３１条　クレーム申立・処理

1. 落札車両について、クレームの申立をする場合は、必ず本部を通して行うものとする。
2. クレームは、当該車両について１回とする。ただし、本部が認めたものについては、この限りではない。
3. クレームの受付期間は、特別に定めたものを除き、本部指定陸送業者にて落札車両が到着した日の翌々日の正午までとし、本部へクレーム申請用紙をファックスにて送信し、かつ電話にて連絡することにより、本部にて受付完了とする。
4. クレームの処理は、特別に定めたものを除き、部品供給、相応の代金減額を以て解決することを基本とする。また、内容によりキャンセルとして処理する。
5. クレームの申立の為にかかる費用（ディーラー見積り費用等）については、落札店負担とする。尚、ディーラー見積りを要するクレームは、クレーム受付日を含む１週間以内に提出または連絡がない場合は、クレーム取下げとする。ただし、純正品以外の電装品（ナビ、オーディオ等）の見積りは、受付日を含む１０日以内に提出または連絡がない場合は、クレーム取下げとする。

第３２条　非クレーム対象

次の行為及び項目に該当する場合は、原則としてクレームは受付しない。

1. クレーム申し立て前、又は申し立て中に加修、修理をしたとき
2. 落札金額が２０万円以下の車両。ただし、エンジン・ミッションはクレーム対象になる。また、出品制限車や入力内容間違い等はクレーム対象になる
3. クレーム対象であるが、代金（部品）が、２万円以下の場合
4. ８ナンバー登録車（キャンピング、放送宣伝車等）の装備品に関するもの
5. 標準部品以外のTV、オーディオ、エアサスキット等で、未入力及び未撮影のもの
6. 保証継承の整備をすることによって、メーカー保証整備ができる部位（保証継承に要する代金は落札店負担とする）
7. 「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別処置法」（自動車ＮＯＸ法）の適合に係るもの

8. 日本国外に輸出された車両
9. その他本部が受け付けできないと認めた場合

第３３条　通常のクレーム対象

次の行為及び項目に該当する場合は、原則としてクレームを受付け、部品供給または代金減額による解決を行う

1. 細則第１８条の２で定める必着期限内に本部に付属品が到着しなかった場合
2. レスオプションでレスした部品を入力していない場合
3. 内外装の瑕疵において、明らかに評価点に相違があると判断される場合、また、未記入、未申告の瑕疵において、本部判断でクレーム対象と判断される場合
4. 未申告の標準装備の欠品
5. 外品の部品で LAP システムに入力がある場合、もしくは、写真にて撮影されている部品
6. 型式、排気量について、入力に誤りがあった場合（ただし、存在しない型式、排気量は、本部判断とする）
7. 年式とモデルが違う場合
8. 乗車定員について、入力に誤りがあった場合（この場合、記載（構造）変更が有る場合は申告すること）
9. 車検期限の入力に誤りがあった場合
10. 規格外装備品の未申告
11. 色替えの未申告
12. オーディオ、P/W、パワーミラー、オートカーテン等の不良
13. サンルーフ、パワーシート、ナビ本体の不良
14. スピードメーター、タコメーター不良
15. AC（コンプレッサー、エバポレーター等)、クーラー、ダイナモ、セルモーター、ABS 等の不良
16. エンジン、ミッション、デフ、ターボ、P/S の不良（ただし、ディーラー診断（見積書）によるものとする）
17. ショック、マフラー、触媒の不良
18. ドライブシャフトの不良（ただし、ブーツの破れは消耗品とみなし、非クレーム対象とする）
19. 特殊サス（エアサス、アクティブ等）の不良
20. TV もしくはマルチの入力もしくは記載があり、地上波デジタル放送（ワンセグ・フルセグは問わず）に対応していない場合

第３３条の２　キャンセルが可能なクレーム対象

次の瑕疵は、落札店のエンドユーザーに対する売買契約に支障をきたす可能性が高く、部品供給または代金減額による解決の他、落札店の選択により、キャンセルができるものとする。

1. 修復歴車と判明した場合
2. 積算計（オドメーター）の不良
3. 腐食等で車台ナンバーの確認ができない車両
4. 盗難等による消火器散布車
5. マイナーチェンジまたはモデルチェンジのあった車両のうち年を跨いでいるもので、入力に誤りがあった場合
6. 車検期限の入力に誤りがあり、その結果、期限が６ヵ月以上異なる場合
7. 車検期限の入力に誤りがあり、その結果、車検残月６ヵ月未満になる場合
8. 車検期限の入力に誤りがあり、実際には抹消済みだった場合
   （ただし、成約日から車検期限までの日数が３０日以下の場合は、抹消済みだった場合でもクレーム対象外とする）

9. ワンオーナー車の車歴について、入力に誤りがあった場合
（ただし、商品登録は何回でも可能なため、クレーム対象外とする）
10. PS の有無等について、入力に誤りがあった場合
11. PW の有無等について、入力に誤りがあった場合
12. AC の有無等について、入力に誤りがあった場合
13. ターボの有無等について、入力に誤りがあった場合
14. シフトの形式等について、入力に誤りがあった場合
15. 車名について、入力に誤りがあった場合
16. 新車保証書の有無等について、入力に誤りがあった場合
17. グレード、準グレード（限定車、記念車、パッケージ等）について、入力に誤りがあった場合（ただし、表示されていたグレードより上級の場合等、そのグレードが表示グレードに対し、何ら支障が考えられない場合のクレームは、本部の裁定に従うこととする）

第３３条の３　重大なクレーム対象

次の瑕疵は、落札店のエンドユーザーに対する売買契約に支障をきたす可能性が高く、また、落札店の社会的信用にも影響を及ぼす恐れがあるため、部品供給または代金減額による解決の他、落札店の選択により、キャンセルができるものとする。また、本部は出品店の背信行為に対し、ペナルティを課する。

1.	トランスミッションの乗せ替え等（AT⇔MT）について、入力に誤りがあった場合	２万円
2.	年式、車歴等について、入力に誤りがあった場合	２万円
3.	メーター改ざん車、メーター交換車と判明した場合 この場合、出品店は本部からの要求に応じ、当該車両を仕入れた際の走行距離が証明できるものを提示し、自ら関与していないことを証明しなければならない。証明できない場合は、自ら関与したこととみなし、本部判断により別途ペナルティを課す	１０万円
4.	盗難車と判明した場合	１０万円
5.	法的問題車両（差押え車、車台ナンバー改ざん車、抵当権設定車等）と判明した場合	１０万円
6.	事故歴表示の有無に関わらず、接合車（ニコイチ）と判明した場合	１０万円
7.	冠水車と判明した場合	５万円

第３３条の４　クレーム補足事項

1. 本章で課すペナルティは、本部が出品店から徴収し、落札店に支払う。
2. クレームの申し立て期間について、個別に定めのある場合は別途表に定める。
3. クレームに起因するキャンセルについて、出品店、落札店が負担すべき手数料は別途表に定める。
4. クレームに起因するキャンセルが生じた場合、本部は出品店に対し、キャンセル手数料として２万円を請求する。
5. クレームに起因するキャンセルが生じても、成約料は返還しない。

第３４条　事実の確認

クレーム裁定を公正に行うために、本部は事実の確認を以下の方法で行い、事実の確認に要した費用は、クレームが事実であった場合は出品店負担とし、事実でなかった場合は落札店負担とする。

1. 本部の検査員及び代理人による出張確認。
2. LAA の３会場のいずれかに車両を引き取っての確認。
3. その他の方法による確認。

◆通常のクレーム対象

クレーム内容	受付期間	備考
必着期限内に本部に付属品が到着しなかった	必着期限日	必着期限日を経過後、クレームが成立する
レスオプションでレスした部品が未入力	翌々日の正午	
内外装の傷	翌々日の正午	
未申告の標準装備の欠品	翌々日の正午	
外品部品、写真にて撮影されている部品	翌々日の正午	
年式とモデルが違う	７日以内	
乗車定員の入力間違い	７日以内	記載、構造変更がある場合は申告すること
車検期限の入力間違い	７日以内	減額は本部裁定による
規格外装品の未申告	翌々日の正午	
色替えの未申告	翌々日の正午	
オーディオ、P/W、パワーミラー、 オートカーテン等の不良	翌々日の正午	
サンルーフ、パワーシート、ナビ本体の不良	翌々日の正午	
AC、クーラー、ダイナモ、 セルモーター、ABS 等の不良	翌々日の正午	
エンジン、ミッション、デフ、ターボ、P/S の不良	翌々日の正午	ディーラー診断（見積書）による
ショック、マフラー、触媒の不良	翌々日の正午	
ドライブシャフトの不良	翌々日の正午	ブーツの破れは対象外
特殊サスの不良	翌々日の正午	
新車保証書有無等入力間違い （落札金額２０万円以下の車両）	７日以内	減額対応は１万円均一

※受付期間の補足説明

「必着期限日」とは、本部が出品店に対し催促を行った日を含め１０日以内の期間をいう。

「翌々日の正午」とは、本部指定陸送業者にて落札車両が到着した日の翌々日の正午までの期間をいう。

「７日以内」とは、本部が落札店に対し書類を発送した日を含む７日以内の期間をいう。

◆キャンセルを伴うクレーム対象

クレーム内容	受付期間	出品店負担費用	備考
修復歴車と判明	翌々日の正午	落札料 陸送費	
オドメーターの不良	翌々日の正午	落札料 陸送費	
車台ナンバーの確認ができない車両	７日以内	落札料 陸送費	
盗難等による消化器散布車	７日以内	落札料 陸送費	
マイナーチェンジまたはモデルチェンジのあった車両のうち年を跨いでいるもので入力間違い	７日以内	落札料 陸送費	
車検期限間違い期限が６ヵ月以上異なる場合	７日以内	落札料 陸送費	落札金額２０万円以下の車両もキャンセルできる
車検期限間違い車検残月６ヵ月未満になる場合	７日以内	落札料 陸送費	落札金額２０万円以下の車両もキャンセルできる
車検期限間違い抹消済みだった場合 （第３３条の２に記載のクレーム対象外あり）	７日以内	落札料 陸送費	落札金額２０万円以下の車両もキャンセルできる
ワンオーナー車の車歴入力間違い	７日以内	落札料 陸送費	減額対応は３万円均一
型式、排気量について入力間違い	７日以内	落札料 陸送費	存在しない型式、排気量は本部判断
PS、PW、AC の有無等入力間違い	翌々日の正午	落札料 陸送費	
ターボ、シフトの有無等入力間違い	翌々日の正午	落札料 陸送費	
車名入力間違い	翌々日の正午	落札料 陸送費	
新車保証書有無等入力間違い （初年度登録から５年未満、走行１０万㎞以内）	７日以内	落札料 陸送費	減額対応は５万円均一
新車保証書有無等入力間違い （初年度登録から５年経過、走行１０万㎞以上）	７日以内	落札料 陸送費	減額対応は２万円均一
グレード、準グレード入力間違い	７日以内	落札料 陸送費	何ら支障が無い場合は本部裁定による

※受付期間の補足説明

「翌々日の正午」とは、本部指定陸送業者にて落札車両が到着した日の翌々日の正午までの期間をいう。

「７日以内」とは、本部が落札店に対し書類を発送した日を含む７日以内の期間をいう。

◆キャンセル及びペナルティを伴う重大なクレーム対象

クレーム内容	受付期間	出品店負担費用	備考
ミッションの乗せ替え等入力間違い	1ヵ月以内	落札料 陸送費	改造申請を伴うもの
年式、車歴等入力間違い	7日以内	落札料 陸送費	レンタカー、営業車等
メーター改ざん車、 メーター交換車と判明	6ヵ月以内	落札料 陸送費	出品店は、自ら関与していないことを証明すること
盗難車と判明	無期限	落札料 陸送費 加修費 本部が認めた実費	
接合車（ニコイチ）と判明	6ヵ月以内	落札料 陸送費 加修費 本部が認めた実費	
盗難車・接合車を除く法的問題車両と判明	無期限	落札料 陸送費 加修費 本部が認めた実費	
冠水車と判明	3ヵ月以内	落札料 陸送費	

※受付期間の補足説明

「7日以内」とは、本部が落札店に対し書類を発送した日を含む7日以内の期間をいう。

「1ヵ月以内」とは、本部が落札店に対し書類を発送した日を含む1ヵ月（日数は該当月による）以内の期間をいう。

「3ヵ月以内」とは、クレームの原因となった売買が成立した日を含む3ヵ月以内の期間をいう。

「6ヵ月以内」とは、クレームの原因となった売買が成立した日を含む6ヵ月以内の期間をいう。

「無期限」とは、クレームの申請を、本部が認める限り恒久に受付ける場合をいう。